NO NUKES
まちの便り まちの声

非核平和自治体情報誌

2019.1.15　18 号

発行：非核の政府を求める京都の会

■原発にかかわる自治体には、どのような覚悟が求められるのか■

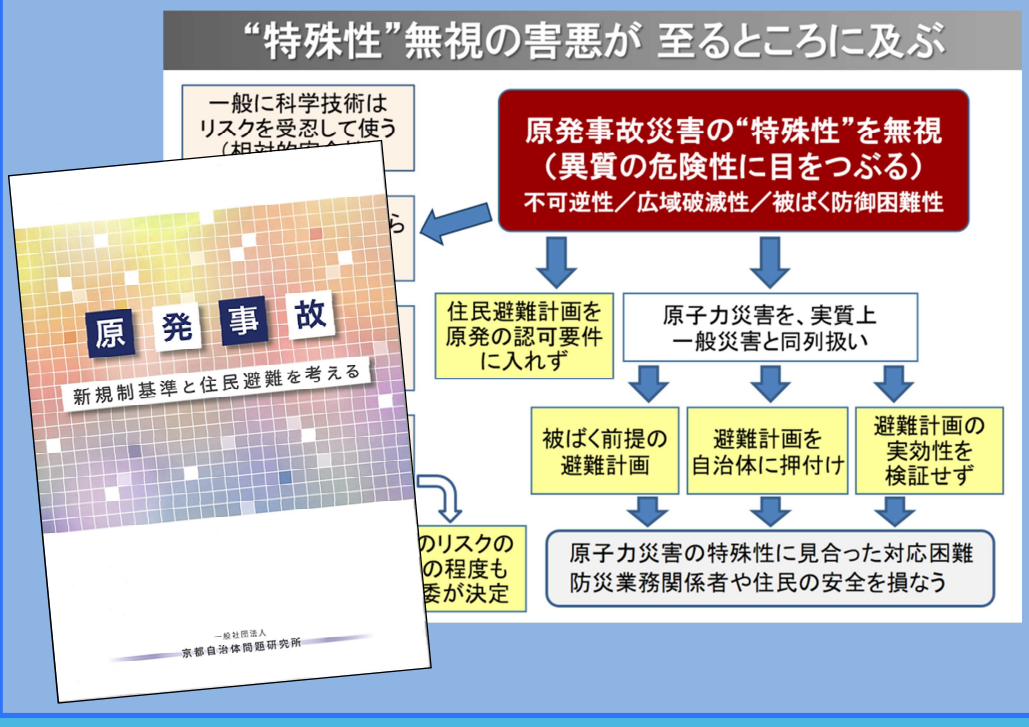

特集：書籍『原発事故 新規制基準と住民避難を考える』

—目　次—

書籍『原発事故 新規制基準と住民避難を考える』で注目してほしいこと
原発にかかわる自治体には どのような覚悟が求められるのか ……2 頁
市川章人（日本科学者会議会員、京都自治体問題研究所・原子力災害研究会）

連載:原発のない日本を求めて、講演行脚⑰……6 頁
福島原発被災自治体の現地調査—解除後に増す自治体の困難と苦悩—
市川 章人（非核の会京都常任世話人、日本科学者会議会員）

連載:NO NUKES 千秋(せんしゅう)の想い⑱……7 頁
神を信ずる者も、仏を信ずる者も、「兵戈無用」
再建された梵鐘に「非戦」の願いが刻まれていた
長谷川千秋（非核の会京都常任世話人、元朝日新聞大阪本社編集局長）

書籍『原発事故 新規制基準と住民避難を考える』で注目してほしいこと

原発にかかわる自治体には どのような覚悟が求められるのか

市川章人（日本科学者会議会員　京都自治体問題研究所･原子力災害研究会）

1．はじめに

昨年 7 月に閣議決定された「第 5 次エネルギー基本計画」は、相変わらず原子力を「重要なベースロード電源」と位置づけ、原発推進に全力をあげることを明記しました。老朽原発を含めた再稼働、新規稼働、リプレイスを含めた新増設と合わせて、大規模で長期の廃炉関連事業による新たな原子力村の形成、海外への原発と関連技術の輸出など新たな原発政策が進められています。

そんな中、京都自治体問題研究所・原子力災害研究会は『原発事故 新規制基準と住民避難を考える』という本を昨年 8 月に出版しました。私たちが出版に込めた願いは、当研究会が重視した下記の課題にこたえ、原発をめぐる議論と取り組みが住民のいのちと暮らしを守るうえで前進するよう多少なりとも貢献することです。

① 原子力規制委員会が作成した司法対策マニュアルともいえる『実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について』（以下『考え方』）が，原発再稼働の正当化に非常に重要な役割を果たしていることから，その批判が急務であること.

②事故時の住民避難が原発規制の対象とならず，自治体に責任が押し付けられていることは，憲法と地方自治の本来のあり方に反し，住民避難計画についての課題の解明が重要であること.

原発を巡る運動が多岐に分かれ専門化する中、憲法と地方自治の立場から避難問題を扱った書籍はほとんどなく、『考え方』も司法関係者以外にはあまり知られていません。出版にあたって当研究会は、『考え方』の本質的問題点の解明とともに、被災自治体が被る深刻な苦難を明らかにするため、福島原発事故時の原発サイト・国・被災町の対応の調査のほか、他の原発立地自治体の現地調査も行い、研究と議論を積み重ねました。

2．規制委員会の主張の欺瞞性と問題点

注目してほしい第一点は、原子力規制委員会の『考え方』の主張の欺瞞性と問題点です。

①相対的安全性への誤った姿勢と安全神話

規制委員会は『考え方』で 361 ページにわたり色々述べていますが、その基本に「科学技術の相対的安全性」を掲げ、技術はリスクを覚悟で使用するものとします。そして原発も「科学技術を利用する点において他の科学技術と異なるところはない」とし、相対的安全性の下で使うとします。

確かに、どのような技術にも 100%の安全はありません。だからこそ、リスクを十分明らかにし技術の限界を伝えることが技術利用における大前提・原則になるのです。

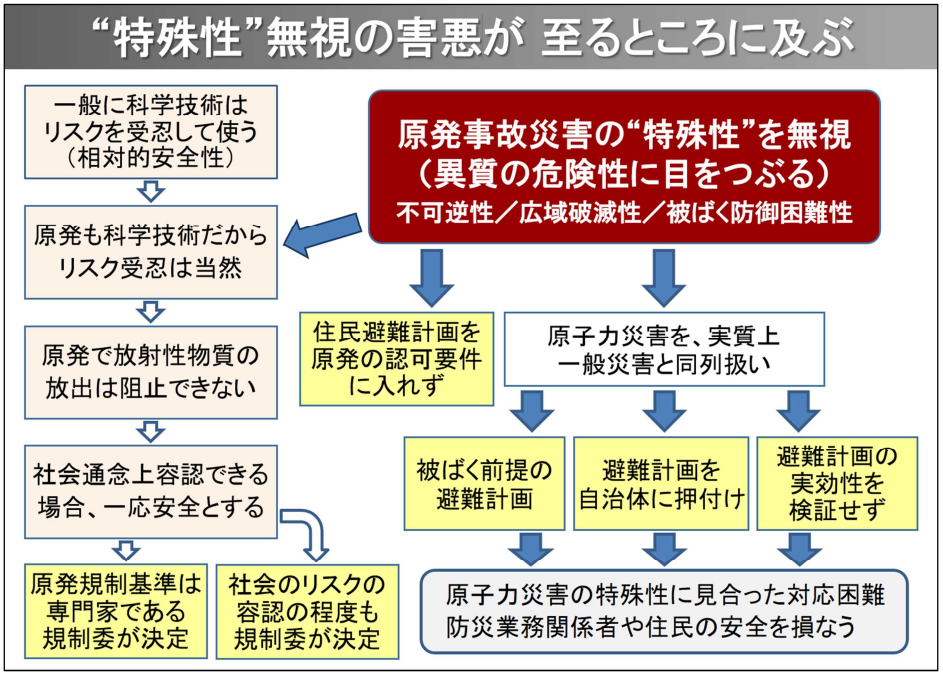

しかし、原発に関しては『考え方』をはじめ、ことさら安全を強調し、「安全神話」が今なお手を替え品を替えて執拗に流布されています。これは、技術の利用原則に反するだけでなく、他の技術とは比較にならない危険な原発においては犯罪的です。

②原発を一般技術と同列に扱うことの誤り

さらに『考え方』は、原発を相対的安全性のもとで使うとした後、いきなり「放射性物質が外部の環境に放出されることは絶対にない」などというのは「達成不可能」だとします。ここには、放射性物質を放出する原発事故が一般の事故や自然災害とは比較にならない深刻な「特殊性」を持つことを無視する不当な立場があります。

原発事故の「特殊性」は、第一に、被害が個々人に止まらず地域社会の破壊や国レベルの被害に拡大する点、第二に、放射線被曝が人類の生存をも脅かす点、第三に、とりわけ、上記被害に重ねて、地域の共同体・歴史・文化を断絶し、放射能に汚染された自然が生命を育む場から超長期にわたり生命を脅かす存在に変質するなど、二度と元通りにできないという不可逆性にあります。

1986 年のチェルノブイリ原発事故の処理が今後 100 年かかるということからも、原発と他の技術との同列視の誤りは明らかです。

③予防原則に基づいて、なくするべき原発

原発事故災害の特殊性が示すのは、原発が危険な技術を制限する「予防原則」の典型的な対象であることです。これは、被害の確認後に取り組む対症療法的な対策ではなく、「原因と被害の科学的立証がなされていない状況でも、深刻なあるいは不可逆的な被害のおそれがある場合に予防対策を実施する」という考え方で、環境を保全し持続可能な社会をめざすために人類が到達した英知です。このような社会的強制によって、利潤第一主義が最悪の形で現れた原発をなくする必要があります。

3．特殊性無視が自治体と住民の苦難を増大

注目してほしい第二点は、「特殊性」の無視が、住民避難を原発規制の対象外にし、避難の責任を自治体に押し付けることに直結し、自治体の困難を増やし住民の安全を損なう点です。

①一般災害と同列化し自治体に原災対策押付け

「確立された国際的な基準」を踏まえて作られるべきだった住民避難計画は、なぜ規制委員会による審査対象とならずに、自治体の責任となったのでしょうか。そこには原子力災害の特殊性を無視した日本の原子力政策の問題点が如実に表れています。法的には、原子力災害を防災基本計画の中で５つの自然災害対策と８つの事故災害対策の一つにしか位置づけず、同列化したことです。

しかし原子力災害の特殊性こそが、福島原発事故直後の自治体対応や、その後 8 年近く経過しても復興どころか復旧すらできない状況を生み出し、一自治体の責任と能力で住民を守ることにどれほどの困難をもたらすのかを示しています。

放射性物質のために、原発事故での緊急避難の難しさは一般災害とは異質です。事故発生と同時に判断・対処の基になる緊急モニタリングと汚染検査・除染の体制確立が不可欠ですが、この初動課題がすでに自治体の能力を超えています。

②住民と自治体から見て極めて不十分な指針

原子力災害対策指針の中では、住民の避難は地域防災計画に任せるかたちになっているため、全てが地方自治体の責任にかかってきます。

しかし、原子力災害の特殊性に起因する自治体の課題と対応は十分明らかにされていません。通常の災害と異なり、平時から特別な対応が必要であり、そのために自治体で早急に実現・確立するべき事項がたくさんあります【文末注参照】。

4．福島原発事故に初期対応の混乱を見る

注目してほしい第三点は、原発立地・周辺自治体が住民避難を考える時、福島原発事故の経過と教訓から改めて学ぶ必要があることです。

短時間で急速に拡大・暴走化する事故の中で、政府や県市町村などの行政機関の初期対応が、住民の安全と命を守るうえで鍵を握ります。この点を、第一原発の立地自治体の大熊町と隣接する第二原発の立地自治体の富岡町の事例で見ます。

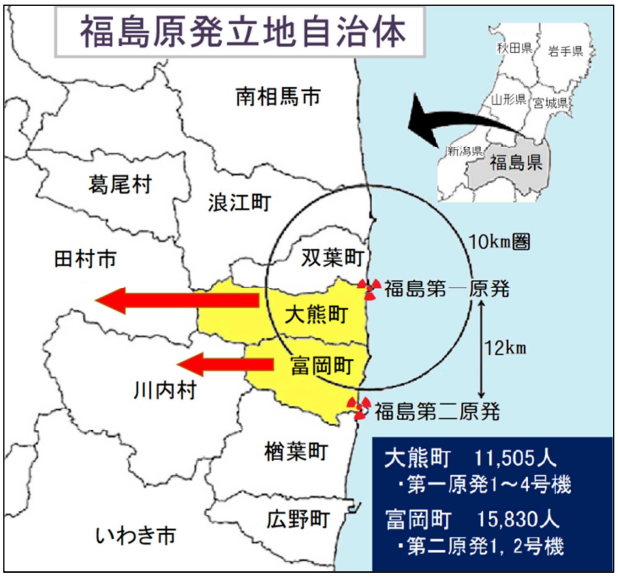

①極めて不十分だった原発情報の発信・連絡

福島第一原発では地震発生からわずか 2 時間で炉心冷却ができなくなり、4 時間 43 分後には炉心溶融（メルトダウン）が始まりました。しかし、事態の急激な進行と現場とのタイムラグが極めて大きく、それが住民避難に深刻な状況を作り出しました。

大熊町では 11 日 21:23 政府から「3km 圏内避難、10km まで屋内退避」の指示を受け、特別養護老人ホーム入所者を明け方までに移動しました。しかし避難先は原発から 4km の保健センターで、数時間後には再び避難することになりました。

大熊町には 12 日 0:00 以降 1 号機のベント（原子炉容器内気体の放出）の情報が入り、防災行政無線で避難所の窓を閉めるなどの指示をしましたが、職員の多くが避難所の対応に追われ、指示内容は現場には届ききりませんでした。

一方、3km 圏外の富岡町にはベント情報は入らず、10km 圏内屋内退避の対象にはなりましたが、具体的な対応が明らかではありませんでした。

②地震・津波対応から突然の全町避難へ

大熊町の防災行政無線は 12 日 5:36 消防団団員に役場広場へ集合を呼びかけました。夜明けとともに地震・津波被害の救助や復旧の活動を町職員とともに再開するためでした。

しかし 6:00 前、政府から町長に「10km 圏内避難」の電話が入りました。6:09 無線で全町民に伝え、約 130 人の町職員が 1 万 1505 人の住民を避難させるという突然の困難が始まりました。

一方、富岡町では、消防団長が自宅に着替えに戻った 6:00 少し前に隣の大熊町のサイレンや避難指示放送を聞き、連絡を受け対策本部が 6:00 にテレビで内容を確認し、地震・津波災害対策から原子力災害対策に一気に切り替わりました。

福島第二原発も 7:45 には緊急事態宣言が発出され、富岡町はほぼ同時に第一、第二原発の両方から避難指示を受け、消防団員も緊急招集され混乱の中、全町民避難へと突き進んでいきました。

▲富岡町から西へ避難する車の大渋滞。通常20分で行けるところが4時間も要した。

5．問われる立地・周辺自治体の覚悟

注目してほしい第四点は、原発に係る自治体には特別の覚悟が求められることです。

① 複数原発のもたらす混乱、輻輳する避難指示

事故通報と行政対応は原発ごとに行われるため、複数原発の連続事故や近接原発サイトでの同時並行事故の場合、各通報は自治体や住民の受け止めと行動を混乱させるのは明らかです。福島の避難指示拡大の経過は、複数の原発、原発サイトの事故対応の困難さと危険性を如実に示すと同時に、段階避難を想定している現在の避難計画の実現可能性が極めて低いことも示しています。

② 首長、議会、自治体職員の覚悟

原発の再稼働には「原子力安全協定」による自治体合意が必要ですが、地方自治制度が二元代表制であるため、首長と議会の合意が必要となっています。また自治体職員は住民のいのちと暮らしを守る責務があります。

全国の立地・周辺自治体の首長や地方議員、自治体職員には福島原発事故時の大熊町や富岡町にもたらされた困難と現実に、自らの地域を照らし合わせ、住民の先頭に立って事故災害に立ち向かう覚悟と決意が求められています。

大熊町や富岡町における原発事故に対する初動の住民避難の中心は、役場職員と地域消防団員などでした。大熊町の幹部職員は「100 人の職員が 1 万人の住民を数時間で避難させることがどれほど困難か想像つきますか？」と言います。

事故から 8 年近く、時の流れは、安倍政治の原発推進政策に後押しされながら、自治体の住民避難の過酷な現実を後景に押しやろうとしています。

2017 年 4 月に多くの自治体で避難指示が一部地域を除いて解除されました。その結果、どうなったか、2018 年 11 月に富岡町を中心に調査しました。その内容は本誌の「講演行脚」欄をご覧いただきたいが、結論を言えば、原発事故は避難指示解除がされてからも住民と自治体に新たな深刻な苦難をもたらすということです。

6．使用済み燃料がある限り避難計画必要

最後に確認したいのは、使用済み核燃料を大量に蓄積してきた日本では、事故時の減災のために住民避難計画は絶対必要であり、実効性を高めるためあらゆる努力をすべきことです。

①使用済み核燃料が最も多い若狭原発群

原発で大量に作られる使用済み核燃料（放射性物

質）は、超長期にわたって人類に脅威を与え、事故を起こせば破滅的被害をもたらす根源です。日本では昨年３月末で原発サイトと再処理工場で蓄積している使用済み核燃料は１万 8080 トンになります。原子炉１基の平均燃料装荷量が約 100 トンですから、全国で 180 基分もの使用済み核燃料があるのです。立地県ごとに見ると若狭原発群を抱える福井県は日本最大で、3950 トンもあります。

②使用済み核燃料による原子炉を凌ぐ危険性

地震等により使用済み核燃料プールやその冷却機能が壊れた場合、１原子炉のメルトダウンをはるかに超える巨大事故の危険性があります。そのすさまじさは、福島第一原発 4 号機の使用済み核燃料冷却プールが崩壊した場合、どうなるかを推定した報告「福島第一発電所の不測事態シナリオの素描」(2011. 3. 25) を見るとよくわかります。4 号機プールに貯蔵されていた燃料約 400 トンの放射能が環境に放出された場合、半径 170km が強制移転、半径 250km（3000 万人以上）が移転を認める地域になり、他号機のプールでも同じことが始まればさらに広がる可能性を示しました。首都圏が襲われ、何十年と住めなくなる、文字通り、国家存亡の危機と言うべきシナリオでした。

したがって、廃炉を実現しても使用済み核燃料がある限り避難計画は不可欠であり、実効性を高めるためにあらゆる努力をするべきです。

7．おわりに

以上、原発と自治体にかかわる点を中心に、本の内容に即して説明してきました。他に、原発再稼働にかかわる科学技術上の諸問題、再稼働原発・老朽原発・廃炉原発のすべてが最も集中する若狭原発群の危険性なども示しています。中でも、日本海側における大規模海底地すべりによる津波の危険性や、関西電力による火山灰の過小評価問題

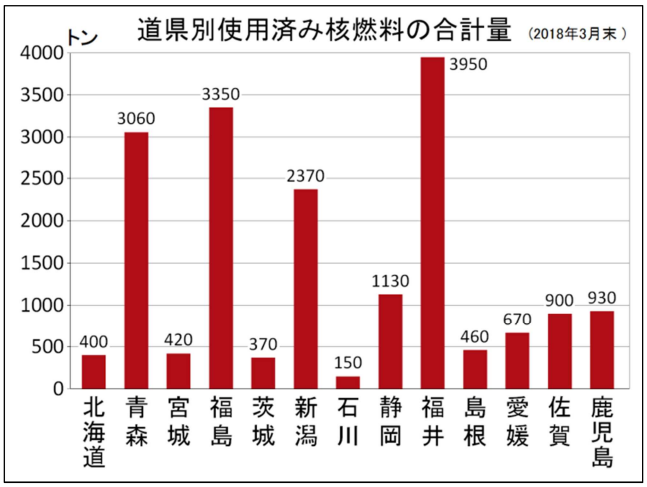

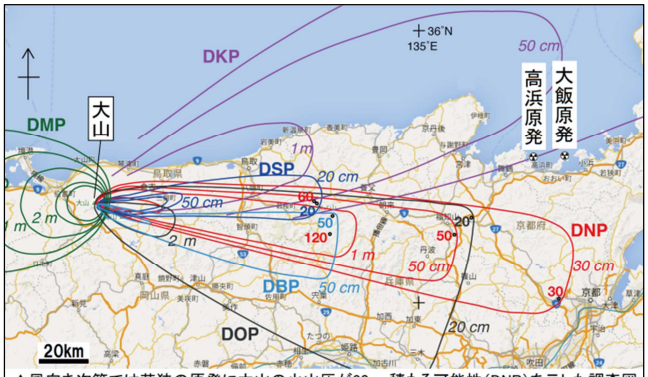

▲風向き次第では若狭の原発に大山の火山灰が30cm積もる可能性（DNP）を示した調査図

を指摘しました。昨年 12 月に規制委員会は、関西電力に対し高浜・大飯・美浜 3 原発の火山灰対策の再検討を命じざるを得なくなりました（図参照）。2018 年 9 月初旬の北海道のブラックアウトは、長引けば泊原発も大事故に至る深刻な事態でした。世界でも特に地震が頻発する日本列島において、原発があること自体が日本社会の存立を危うくしていることはいよいよ明らかです。

原発事故は、緊急避難時も、避難期間も、さらに避難指示の解除後も、住民と自治体に深刻な苦難をもたらします。一旦事故が起これば、破壊された地域の真の復興ができる見通しはなく、二度と事故を起こすことは許されません。今一度、福島原発事故の教訓から真摯に学ぶことが重要です。

（当会常任世話人）

【注】原子力災害対策上、自治体で実現・確立すべき事項

a. 原発と放射能に関する専門的, 技術的知識を有する職員の日常的な確保, 育成.
b. 平時から原子力災害に対応する専門組織作り.
c. 災害発生時に全職員が任につく特別体制確立.
d. 特殊機器, 資材の大量確保と配置, 保守管理.
e. 定期的な人事異動があっても対応できる訓練.
f. 大規模・長期・広域避難となるため, 道府県市町村の広域連携体制の確立と定期的協議.
g. 行政機関の避難を想定し, 住民情報管理と業務継続のデータ移転を含むハード・ソフトの整備.
h. 防災業務従事職員に対する放射線の防護基準と管理の明確化, 専門研修, 長期的健康調査・管理.
i. 50％超が非正規職員の自治体がある中, 事故時に防災業務に従事する職員数の確認.
j. 地方議員の果たす役割についての考え方の整理.
k. 以上の財源確保, 財政措置.

連載 ： 原発のない日本を求めて、講演行脚⑰

福島原発被災自治体の現地調査
―解除後に増す自治体の困難と苦悩―

市川章人（日本科学者会議会員）

■調査対象を自治体においた

2018 年 11 月 11 日から 14 日まで福島原発事故被災地を調査した。現地で借りたレンタカーの走行距離は 800km を越えた。調査の主対象は自治体である。

日程に限りがあり、富岡町にしぼった。震災前人口が 15,830 人の福島第二原発立地町だが、事故を起こした第一原発から半径 10km 内に町の約半分が入る。全町避難を強いられたが、2017 年 4 月に一部を除き避難指示が解除された。北隣の大熊町（震災前 11,505 人）は第一原発立地町で今も全域が未解除の帰還困難区域であり、走行中、何度か大熊町への進入禁止柵に行きあたって引き返した。

■避難指示解除で以前と異なる姿の町に

避難指示解除基準は年間 20mSv（ミリシーベルト）以下である。一般に公衆の法定被ばく限度は年間 1mSv 以下であるのに、福島では被ばくの影響が大きい子どもにも 20mSv を押し付け、しかも避難者への住宅貸与や補償の打ち切りとセットで行われた。

苦悩の選択を迫られて帰還した住民はたった 250 人ほど（2017 年 8 月）で、若い人は少ない。子どもは 20 人。避難先でのいじめで居場所がなくなり戻った子どももいる。

海岸地域の JR 富岡駅や商店街は津波で跡形もなくなったが、今は整地され、ところどころに真新しい建物がある。しかし、ほとんどがアパートであり、原発事故処理や除染にたずさわる作業員が住む。駅も作業員が利用する。避難指示解除とともに第一原発に一番近い富岡町は作業の前線基地になったのである。

家を失った町民のための復興住宅団地も建ったが、住むのは単身の高齢者が多く、入居のない家もある。しかも、普通の生活条件が整っていない。店が少なく、我々が夜食を買ったスーパーも役場が業者を説得してようやくできたとのこと。内科と精神科はあったが、外科や耳鼻科はない。美容院もない。

海岸から離れると、家が点在するなだらかな農地が広がっていた。だが家に人が住んでいない。それにしても異様に真新しい。役場できくと理由は 2 つ。

富岡町の帰還困難区域と捨てられた真新しい住宅

一つは原発関連のお金による新築が多かったこと。2 つ目は、屋根瓦を一枚一枚ふき取るような除染作業による。しかし、除染しても不安で帰れないのである。広い農地には農作物は植えられていない。費用と労力をかけ草刈だけはしている。放置すればセイタカアワダチソウが生い茂り、使えなくなるからだ。

■解除が増やした役場の仕事の種類と困難

避難指示が解除された今、富岡町役場は希望をもって仕事をしているのか。事実は反対であった。役場は全国 40 か所ほどの避難者宅を訪問し、諸々の手続き等してきたが、解除後も同じ仕事が続く。その上、作業員を含め住民のための仕事、子どもが小人数でも必要な学校の再開、町の復興等々、新しい仕事が

空き家があり、人の姿もわずかな富岡町の復興住宅

増えた。町民が帰らない選択をしても役場は戻らざるをえない。仕事の種類と量はいっそう増え、困難も増した。元の職員が結婚や精神的ダメージで離脱し、事故時を知らない職員が半数という弱体化した体制で仕事をしていた。

避難者が住民票を移せば、役場は把握できなくなる。一方、復興住宅に入居した町民は法的には生活基盤ができたとされ、日常生活に困る状態でも支援がなくなる。認知症の高齢者の独居もあり、職員が巡回で住民の死亡を発見することもあるという。

■オリンピックが過ぎれば打ち捨てられる？

政府は 2020 年オリンピックまでに福島の復興を終える方針である。そのため多くの地域の避難指示を解除した。しかし、全町帰還困難の大熊町があり、富岡町にも一部未解除区域がある。政府が復興名目の様々な予算を組んでいるが、オリンピック後は終わるものもある。一方、2020 年までに復興を完了できないのは役場が一番よくわかっている。オリンピックが終われば、放置され、町は成り立たないのではないかという深刻な心配が役場職員から吐露された。

原発事故は、緊急避難時も避難期間中も、そして避難解除後も住民と自治体に苦難を押し付ける。原発事故は二度と起こしてはならない。しかし、老朽原発もすべて再稼働させる中、事故の危険性は増している。

（当会常任世話人））

連載: NO NUKES 千秋(せんしゅう)の想い⑱

神を信ずる者も、仏を信ずる者も、「兵戈無用」再建された梵鐘に「非戦」の願いが刻まれていた

長谷川千秋（元朝日新聞大阪本社編集局長）

新しい日記帳の１ページ目に下手な字ですが「兵戈無用」と大書しました。「ひょうがむよう」。ただの４文字熟語ではありません。釈迦が説いた経典の１つ「仏説無量寿経」に「国富民安　兵戈無用」と出てくる。国豊かに民安んじ、兵戈用いること無し―「兵戈」は軍隊や武器のこと。安倍政権の大軍拡政治が止まらない今日、宗教者だけでなく市民の間でもこの言葉はじわじわと広がっているようです。

私がこの４文字に初めてお目にかかったのは、朝日新聞大阪本社編集局長になった 1993 年、社の先輩だった秦正流さん（注１）が社外誌につづったコラムをまとめた私家版の小冊子の題名でした。当時はさっと目を通しただけで本棚の片隅に。昨年夏、読み返したところ、本のタイトルに「兵戈無用」を選んだのは自分なりの鮮明な思い出と結びついているんだと言い、「かの戦争中、例の『梵鐘も応召』などと囃したてられながら徴発され、数年間がらんどうになっていた私の郷里の寺の鐘楼に、戦後暫くして新たに鋳造されてきた釣鐘の胴体に大きく浮き彫りされていたのが、まさにこの『兵戈無用』という仏陀の言葉だったのである」と書かれていました。

秦さんは従軍記者なども体験、侵略戦争への反省に立って戦後は「言論と平和」について力を込めて発言されたジャーナリストとして私は尊敬していました。蘇った「兵戈無用」の梵鐘に強烈な思いを持たれたのでしょう。日中戦争から太平洋戦争にかけて戦局の悪化と武器づくりに必要な金属資源の不足を補うため昭和 16 年（1941）8 月公布で「金属類回収令」が勅令で出されますが、梵鐘も対象になり、供出は全国で約 50000 口にのぼったといわれます（注 2）。

1998 年に刊行された秦さんの遺稿集「兵戈無用若きジャーナリストへの遺言」の説明書きから、再鋳計画が出ていた 1960 年、のちの日本社会党委員長でクリスチャン（日本基督教団）だった故河上丈太郎氏が遊説中にこの寺に宿泊、無量寿経典を読んで感銘を受け、色紙に残した。梵鐘の文字はそこからとり 5 年後に完成したことも分かりました。

行ってきました。秦さんを感激させた滋賀県愛知郡愛荘町の真宗大谷派・善念寺。田園地帯に点在する住宅地の一角に鐘楼があり、写真のように、梵鐘の乳の下、方形の「池の間」(約 30 ㎝四方)に目いっぱいの大きさで「兵」「戈」「無」「用」と刻まれていました。釣鐘が体じゅうで「戦争は二度とごめんだ」と叫んでいるように感じられました。住職没後、いまは無住で近くのお寺が管理しています。末長く保存してほしいと願っています。

（注１）秦　正流（はた・しょうりゅう）1915 年滋賀県生まれ。1936 年朝日新聞社入社。戦後、モスクワ支局長、外報部長、大阪本社編集局長、編集担当役員等を歴任、1982 年専務取締役を退任。日本ジャーナリスト会議代表委員も務めた。1994 年没。

（注２）真宗大谷派（東本願寺）は宗教界としての戦争協力への反省に立って毎年、「非戦・平和展」に力を入れている。2018 年のタイトルは「兵戈無用－正義と正義の対立を超えて」で、「梵鐘が消えた日―金属類回収令」を特集した。下記 URL 参照。
http://jodo-shinshu.info/2018/04/04/13523/

（当会常任世話人）

滋賀県愛知郡愛荘町
善念寺の鐘楼

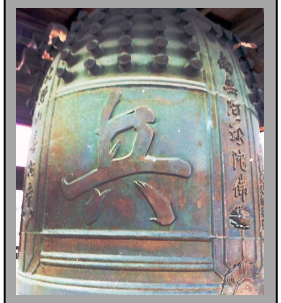

＊　＊　＊　＊　＊　＊　＊　＊　＊

編集後記

●パリ協定採択からわずか3年でビジネスの世界で“脱炭素革命”“脱原発”“再生可能エネルギー革命”が加速している。“化石国家日本”でも世論に押されて、新年早々に二つのニュースが飛び込んできた―①りそなホールディングスが核製造企業へ融資せず。②経団連会長でもある日立・中西会長が原発 国民反対なら無理と、世界の常識・国民の良識が経済界を動かしはじめた。政府の政策に反映するにはもう少し時間がかかりそうだが、がんばろう！（長長）

編集・発行:非核の政府を求める京都の会 〒606-8397 京都市左京区聖護院川原町 4-13 教育会館別館 1 階
Tel・Fax:075-771-0729 Mail:hikaku-kyoto@nifty.com　ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ http:// hikaku-kyoto.la.coocan.jp/